

## 目 的

1. 本論点整理は、引当金に関する会計基準の見直しを検討するにあたり、引当金をどのような場合に計上するか（計上要件）、計上する金額をどのように決定するか（測定方法）という論点を中心に、引当金の定義及び基準の適用範囲、開示などの論点を示し、議論の整理を図ることを目的としている。企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、本論点整理に寄せられる意見も参考に、今後、引当金に関する会計基準の取りまとめに向けた検討を続けている予定である。

## 背 景

2. 我が国では、引当金の計上要件及び具体例が企業会計原則注解 18 に示されており、それに基づく監査上の取扱いとして、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会報告第 42 号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（平成 19 年 4 月 13 日改正）等がある。これらにより実務上定着している引当金項目については、計上の要否についての判断基準が比較的統一されているが、経済的・法的環境の変化や新しい取引形態の普及等により、引当金の要件に該当する可能性のある項目が新たに発生し、そうした項目に関して計上の要否の判断が分かれる事例も見られるという指摘がある。
3. 国際財務報告基準（IFRS）においては、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」で引当金について規定されており、計上の要否について、概念フレームワーク上の負債の定義を基礎とした判断基準が示されている。国際会計基準審議会（IASB）は、2005 年 6 月に IAS 第 37 号の改訂案の公開草案を公表し、計上要件及び測定方法について新たな提案を示している。IASB が公表している作業計画によれば、この公開草案に基づく改訂が 2009 年中に確定される予定となっている。
4. 当委員会は、2007 年 8 月の IASB との「東京合意」により会計基準のコンバージェンスに向けた取り組みを進めているが、2011 年 6 月 30 日後に適用となる新たな基準を開発する現在の IASB の主要なプロジェクトにおける差異に係る分野については、新たな IFRS が適用になる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、両者が緊密に作業を行うこととされている。上記の IAS 第 37 号の改訂は、この対象に含まれるものと考えられ、コンバージェンスの観点からの検討を行う必要がある。また、我が国の実務において計上の要否の判断が分かれるような項目の取扱いを改善するための検討を行う上でも、IFRS における負債計上の判断基準の検討が有用であると考えられる。
5. このような状況に鑑み、当委員会では、平成 年 月に引当金専門委員会を設置し、学識経験者を含む専門委員による討議など幅広い審議を経て、引当金に関する論点について検討を重ねてきた。今般、当委員会では、これまでの議論を論点整理として公表し、今後、引当金に関する会計基準等のとりまとめに資するよう、広く意見を求めることとした。